

いのちをまもる  
PARTNERS  
医療安全全国共同行動

# 医療安全管理者・病院管理者向け研修 院内事故調査の手法を学ぶ

## 医療事故調査等支援団体の目的

2015年8月30日 於:京都府医師会館  
松村由美

(京都大学 医療安全管理部 医療安全管理室長)

# 支援団体の役割

## 医療法 第6条の11（略）

- 2 病院等の管理者は、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。次項及び第6条の22において「医療事故調査等支援団体」という。）に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。
- 3 医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは医療事故調査に必要な支援を行うものとする。

# 地域間における格差がないこと

参考：参議院厚生労働委員会付帯決議

院内事故調査及び医療事故調査・支援センターの調査に大きな役割を果たす医療事故調査等支援団体については、地域間における事故調査の内容及び質の格差が生じないようにする観点からも、中立性・専門性が確保される仕組みの検討を行うこと。また、事故調査が中立性、透明性及び公正性を確保しつつ、迅速かつ適正に行われるよう努めること。

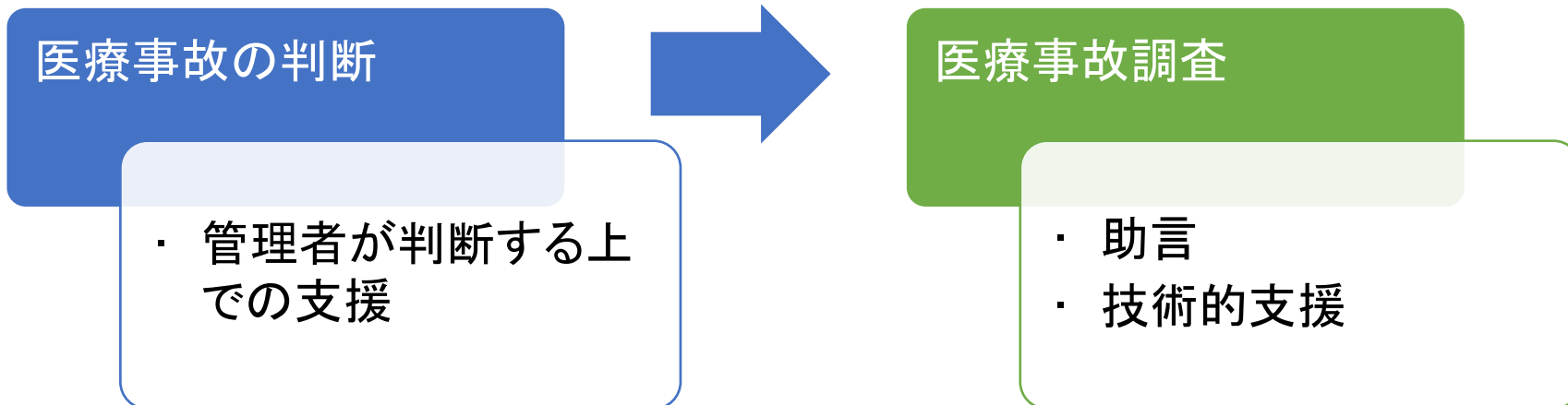


A 地域 報告しない

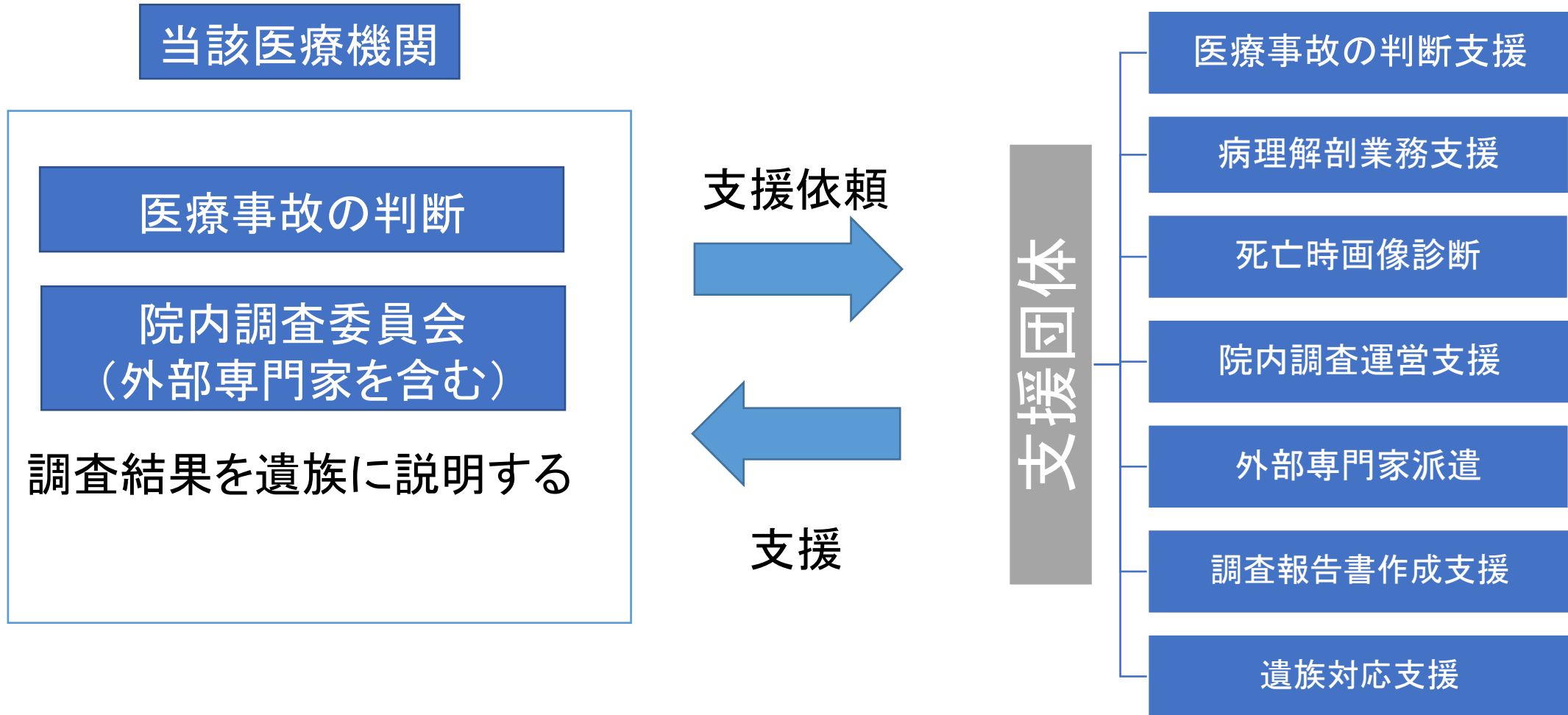
B 地域 報告する

# 支援団体と医療機関の関係

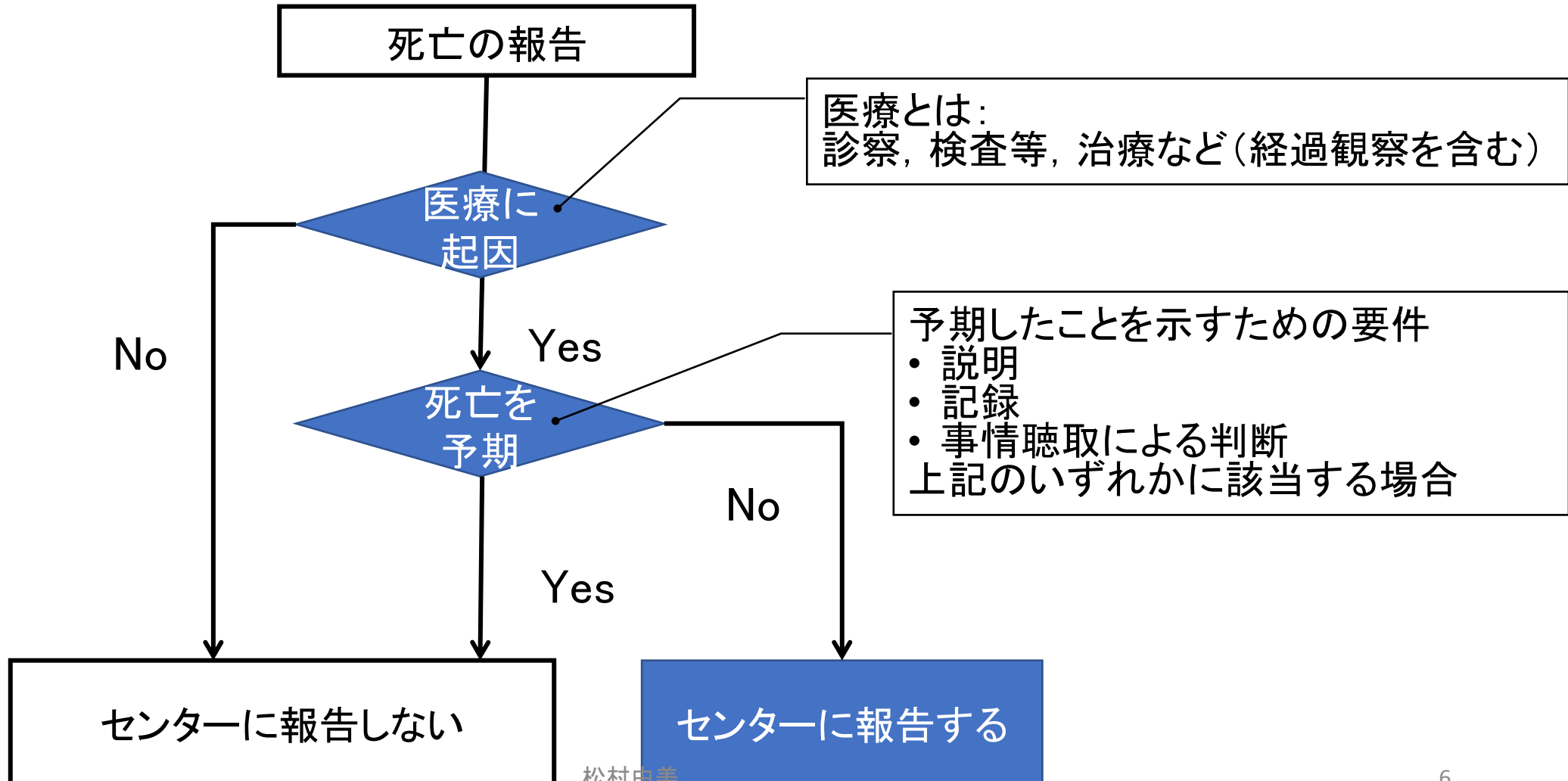
- 院内事故調査等支援団体の役割は、法律の理念を理解した上で、医療事故発生時に、(1)適切な事故報告を行えるように、また、(2)院内医療事故調査を実施できるように、当該医療機関を支援することである。決して、当該医療機関に代わって、報告を決断したり、院内事故調査を主導したりするものではない。支援団体は、当該医療機関の意思決定を「支援する」という立場を崩してはならない。



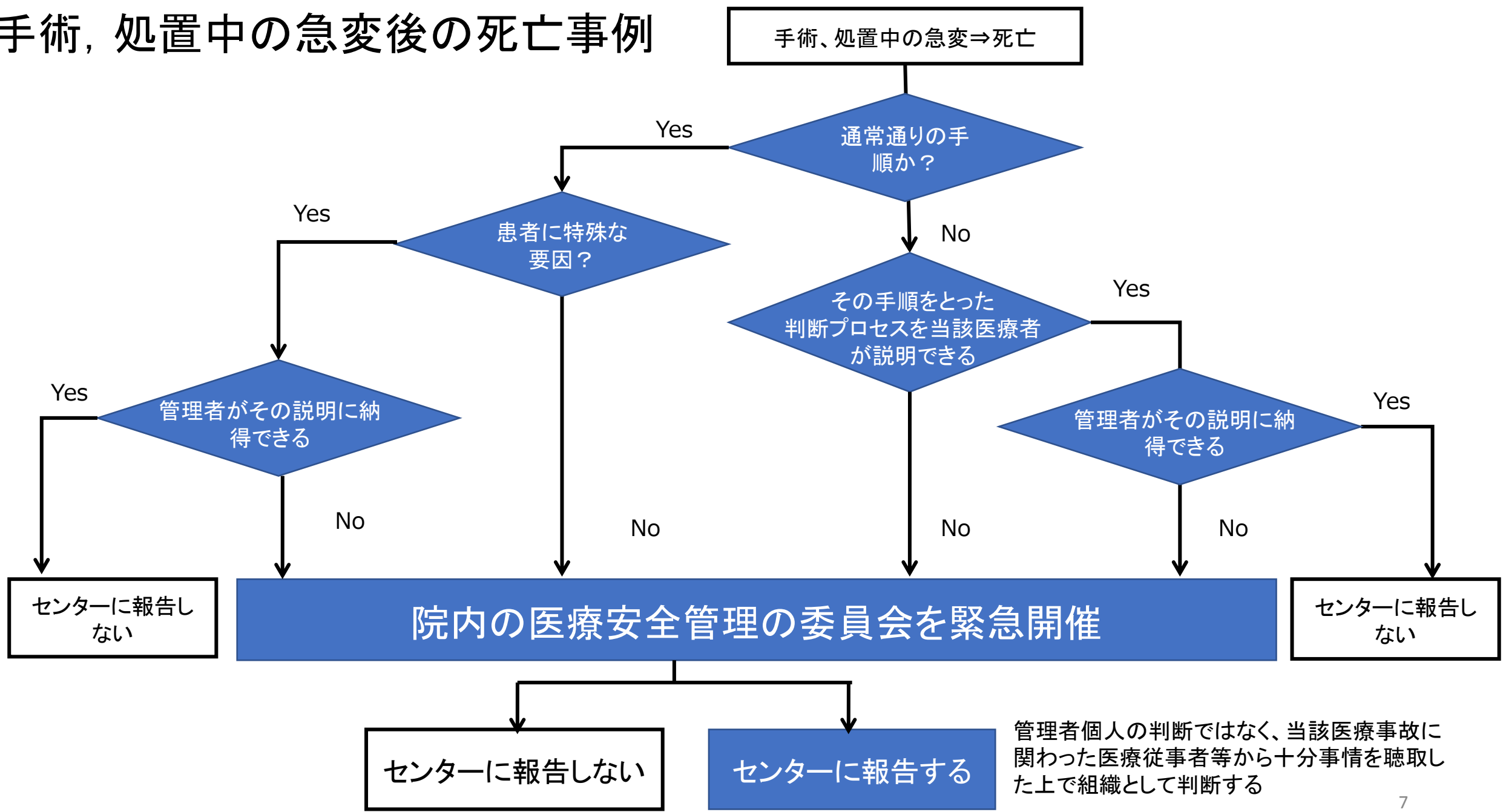
# 当該医療機関と支援団体との関係（例）



# 【支援】 医療事故の判断

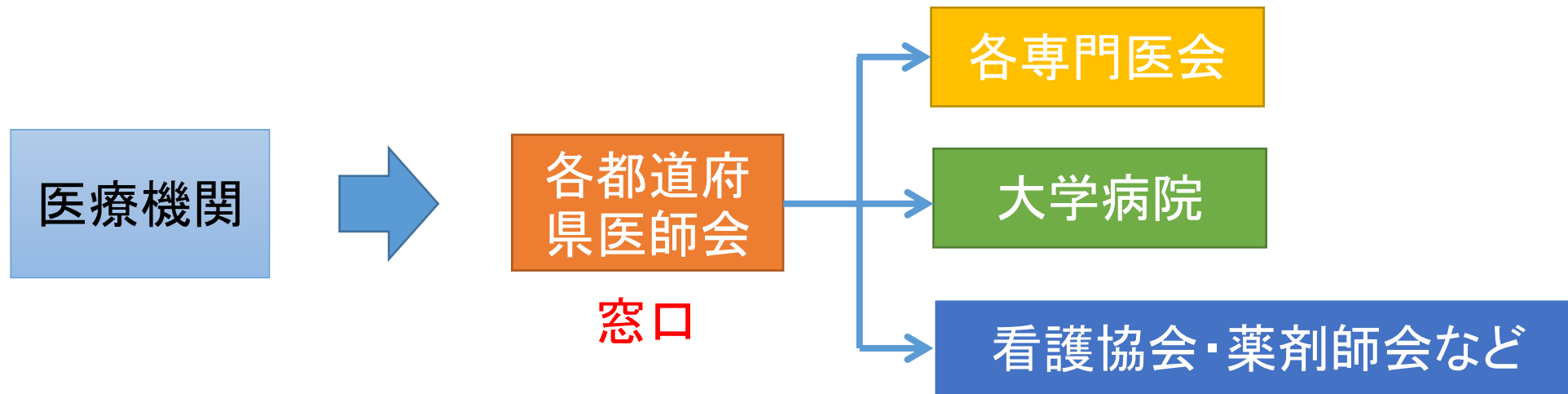


# 手術，処置中の急変後の死亡事例



管理者個人の判断ではなく、当該医療事故に関わった医療従事者等から十分事情を聴取した上で組織として判断する

# 【助言】と【技術的支援】(案)



## 厚生労働省通知

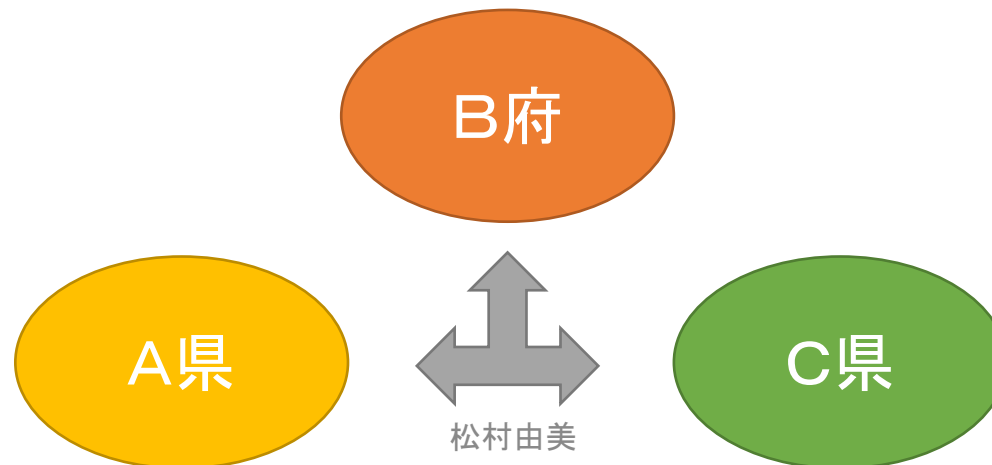
- 医療機関の判断により、必要な支援を支援団体に求めるものとする
- 支援団体となる団体の事務所等の既存の枠組みを活用した上で団体間で連携して、支援窓口や担当者を一元化することを目指す
- その際、ある程度広域でも連携が取れるような体制を目指す
- 解剖・死亡時画像診断については専用の施設・医師の確保が必要であり、サポートが必要である



# 「ある程度広域でも連携が取れるような体制」

- 大学病院が1つしかない地域
  - 外部専門家の派遣を医師会窓口へ依頼⇒同じ大学関係者になってしまう

調査委員会の透明性を疑われないような形も重要である  
透明性を判断するのは、遺族や社会である



# 「解剖・死亡時画像診断については専用の施設・医師の確保」

- 実施できる医療機関を確保（医師会等の窓口から紹介できる体制）
- 外部からの解剖あるいは死亡時画像診断を受託する際の料金について地域内で格差が生じないことが望ましい
  - A大学病院 病理解剖 40万円, 死亡時画像診断 5万円
  - B大学病院 病理解剖 25万円, 死亡時画像診断 3万円
- 各受託施設の受け入れ方法を窓口では把握しておく（スムーズな紹介ができるように受入可能時間帯や方法を一覧にしておく）
- 各受託施設では、受託に関する規定の整備が必要である

大きな差